#### 川崎市消防職員希望降任制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、希望降任制度を設けることにより、職員本人の意志を尊重し、 個人の能力と意欲に応じた任用を行い、もって職員の意欲の向上、組織の活性化を 図ることを目的とする。

(降任の対象となる職員)

- 第2条 希望降任制度の対象となる職員は、降任希望申出日において、次の各号のいずれにも該当する職員とする。
  - (1) 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)別表第6消防職給料表又は別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員
  - (2) 川崎市消防吏員の標準的な職を定める規程(平成28年消防局訓令第13号) 別表の第2欄に掲げる職制上の段階が「係長級」以上の職員 (降任する職制上の段階)
- 第3条 自ら降任を希望する職員の降任後の職制上の段階は、当該職員の降任希望申 出日における別表の左欄に掲げる職制上の段階に応じて、それぞれ同表の右欄に掲 げる職制上の段階のうち、原則として、当該職員が希望する職制上の段階とする。 (降任の申出)
- 第4条 職員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望する場合、その旨を申し出ることができる。
- 2 降任を希望する職員は、降任申出書(別記様式)により、所属長を通じて消防長へ申し出るものとする。
- 3 消防長は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めると きは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。 (降任の決定)
- 第5条 降任及び降任する職制上の段階は、原則として本人の希望を尊重し、消防長 が決定する。

(降任の時期)

第6条 降任の時期は、前条の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年

度の4月1日とする。ただし、消防長が認める場合はこの限りでない。 (給料の取扱い)

第7条 第5条の規定により降任の決定がなされた職員(以下「降任職員」という。) の給料は、給与条例及び川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 46年川崎市人事委員会規則第20号)の定めるところによる。

(再度の昇任)

第8条 降任職員の再度の昇任については、川崎市職員の任用に関する規則(平成 13年川崎市人事委員会規則第1号)に定める昇任試験又は昇任選考の結果による ものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年1月14日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

### 別表第1 (第3条関係)

## 消防職給料表の適用を受ける職員

現在の職制上の段階	降任する職制上の段階			
	部 長 級 消 防 正 監			
局長級 (消防司監)	部 長 級 消 防 監			
	課長級消防監			
	課 長 級 消防司令長			
	課長補佐			
	係 長 級			
	主 任 消防司令補			
	主 任 消防士長			
	職員消防士長			
局長級	部 長 級 消 防 監			
	課 長 級 消 防 監			
	課 長 消防司令長			
	課 長 補 佐			
(消防正監)	係 長 級			
	主 任 消防司令補			
	主 任 消防士長			
	職員消防士長			
部長級(消防正監)	課 長 級 消 防 監			
	課 長 級 消防司令長			
	課 長 補 佐			
	係長級			
	主 任 消防司令補			
	主 任 消防士長			
	職員消防士長			
	課長級 消防司令長			
部長級(消防監)	課長補佐			
	係 長 級			
	主 任 消防司令補			
	主任消防士長			
	職員消防士長			
	課長補佐			
課長級	係長級			
(消防監)	主任消防司令補			
(消防司令長) 課長補佐 係長級	主任消防士長			
	職員消防士長			
	主 任 消防司令補			
	主任消防士長			
	職員消防士長			
	主 任 消防司令補			
	主任消防士長			
	職員消防士長			

### 別表第2(第3条関係)

## 行政職給料表(1)の適用を受ける職員

現在の職制上の段階	降任する職制上の段階
局 長 級	部 長 級
	課長級
	課長補佐
	係 長 級
	主 任
	職員
部 長 級	課 長 級
	課長補佐
	係 長 級
	主 任
	職員
課長級	課長補佐
	係 長 級
	主 任
	職員
課長補佐	係 長 級
	主 任
	職員
係 長 級	主 任
	職員

# 降 任 申 出 書

年 月 日

川崎市消防長様

補	職			
職	名	職	種	
職員	員コード			
氏	名			

私は、次のとおり降任を希望しますので申し出ます。

(希望する職制上の段階)

部長級(消防正監) ・ 部長級(消防監) ・ 課長級(消防監)

課長級(消防司令長) · 課長補佐 · 係長級

主任(消防司令補) ・ 主任(消防士長) ・ 職員(消防士長)

(希望する理由及び降任後に従事したい職務等)